明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務五二）　二
○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産三七）　六
○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同三八）　三
○容器保安規則の一部を改正する省令（経済産業四八）　三

〔告　示〕
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務一八九）　三
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同一九〇）　三七
○経済センサス基礎調査規則に基づく、調査票の様式を定める件（同一九一）　四
○無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件の一部を改正する件（同一九二）　五
○電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件の一部を改正する件（同一九三）　五
○陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件の一部を改正する件（同一九四）　五
○工事設計書の記載の一部を省略することができる適合表示無線設備を定める件の一部を改正する件（同一九五）　五
○陸上移動業務の無線局において使用する電波の周波数を表示する記号を定める件の全部を改正する件の一部を改正する件（同一九六）　六
○無線設備規則第十四条の二第一項の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件（同一九七）　六
○無線設備規則第十四条の二第二項の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件（同一九八）　六
○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件（同一九九）　六
○高度ＭＣＡ陸上移動通信を行う無線局等の送信装置の技術的条件を定める件（同二〇〇）　六
○ＭＣＡ陸上移動通信を行うＭＣＡ制御局等の無線設備の技術的条件を定める件等を廃止する件（同二〇一）　七
○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件の一部を改正する件（農林水産七六〇）　七
○飼料の公定規格の一部を改正する件（同七六一）　七
○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（経済産業一〇八）　七
○国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示を改正する件（同一〇九）　七
○登録免許税法第二十四条第二項及び登録免許税法施行令第三十条の規定に基づき高圧ガス保安法の登録又は認定に係る登録免許税の納付期限及び当該納付に係る領収証書を貼り付ける書類を定める件（同一一〇）　七

〔官庁報告〕
財　政
日本放送協会平成三十一年度収支予算について（総務省）　八

〔公　告〕
諸　事　項
裁判所
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
日本郵政共済組合定款の一部変更、弁理士登録関係　一〇〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、押収物還付関係　一〇一
会社その他
会社決算公告　一〇二